

契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査
—物品調達を中心として—結果報告書

平成21年11月

総務省

前 書 き

公共調達に係る契約については、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ（平成18年2月及び19年11月）、当省の「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果」（20年12月）等に基づき、各府省において、随意契約のうち真にやむを得ないもの以外を一般競争契約等に移行するとともに、一者応札とならないよう応札条件等を見直すなど契約の適正化の取組が進められているところである。

しかしながら、二者以上の応札があった一般競争契約の中にも、実質的には随意契約と変わらないなど実質的な競争性が確保されていない例があるのではないかと指摘がなされている。

本調査は、このような状況を踏まえ、総務大臣の指示により、契約の競争性確保の徹底を図る観点から、物品調達に係る一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に実施し、行政刷新会議における議論にも活用できるよう極めて限られた期間で取りまとめを行ったものである。

本調査の結果、①調達物品の性能仕様が適切に決定されなかったため、一のメーカーの複数の代理店等のみが^{いっ}応札しているなど、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例、②政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続が遵守されていない例、③予定価格が適切に設定されていない例など、改善すべき実態及び問題点が明らかになり、今後取り組むべき課題が見い出された。

契約の競争性・透明性の確保は、国の内外を問わず事業者に市場参入の機会を公平に提供し、調達コストを引き下げる観点から、徹底されなければならないことである。また、不透明な契約の手続により外国の事業者の参入が阻害されるようなことがあってはならないのは言うまでもない。

各府省においては、本調査結果を踏まえて、今後締結する契約について一層の競争性・透明性を確保する取組^{いっ}を徹底し、予算の効率的な使用が図られることを期待する。併せて、各府省に置かれる契約監視の第三者機関においても、一のメーカーの複数の代理店等のみが^{いっ}応札している契約については実質的な競争性が確保されているかとの観点から重点監視対象とするなど、本調査結果をその監視活動に活用されることを期待するものである。

目 次

	ページ
第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	2
I 調査対象とした物品調達に係る契約	2
II 調査の結果判明した実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題	3
1 調達物品の性能仕様の適切化	3
2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守	5
3 予定価格の適切な設定	7
4 その他の問題点等	9
(1) 競争参加資格の見直し	9
(2) 契約に係る情報の公表の徹底	10
資 料	
資料 1 調査対象機関が平成 21 年度上半期に一般競争入札により締結した物品調達契約件数	13
資料 2 調査対象とする「汎用性のない物品」の考え方	14
資料 3 物品調達に係る契約の落札率と応札者数の状況（調査対象機関合計）	15
資料 4 物品調達に係る一般競争契約における実態及び問題点の事例	16
事例票 1－① 調達物品の性能仕様の適切化	17
事例票 1－② 事前審査の実施方法、審査基準等の明確化	28
事例票 2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守	29
事例票 3 予定価格の適切な設定	35
事例票 4 競争参加資格の見直し	44
事例票 5 競争契約の締結状況に関する公表状況（平成 21 年 11 月 12 日時点）	51
資料 5 本調査において御意見等を頂いた有識者	53
資料 6 関係法令等	54

第1 調査の目的等

1 目的

公共調達に係る契約について、各府省は、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」の申合せ(平成18年2月及び19年11月)等に基づき、随意契約のうち真にやむを得ないもの以外を一般競争契約等に移行するなどの取組を推進している。

しかしながら、二者以上の応札があった一般競争契約の中にも、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札しており、実質的には随意契約と変わらないなど実質的な競争性が確保されていないものがあるのではないかなどの指摘がなされている。

本調査は、契約の競争性確保の徹底を図る観点から、一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態、問題点等を明らかにするため緊急に実施したものである。

2 調査対象

(1) 調査対象機関

- ① 全府省（内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）の本府省及び外局の内部部局
- ② 医療更生施設等のうち5機関（国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び防衛医科大学校）

(2) 調査対象契約

上記機関が平成21年度上半期（4月～9月末まで）に締結した物品調達に係る一般競争契約のうち、汎用性のない物品に係る契約であって、落札率が90%以上、かつ、応札者数が二者以上のもの等を調査

3 担当部局等

行政評価局

調査及びその取りまとめに当たっては、有識者の意見等を得た（「資料5 本調査において御意見を頂いた有識者」参照）。

4 実施時期

平成21年10月27日～11月30日

第2 調査結果

I 調査対象とした物品調達に係る契約

平成21年度上半期（4月～9月末まで）に一般競争入札により締結した物品調達契約2,630件のうち、「汎用性のない物品」調達に係る、「落札率が90%以上」、かつ、「応札者数が二者以上」の契約666件を中心に調査

(単位：件)

府省等名	平成21年度上半期に一般競争入札により締結した物品調達に係る契約件数	調査対象とした契約件数（汎用性のない物品で、落札率90%以上、かつ、二者以上応札の契約件数）
府省等 合計	2,630	666
本府省及び外局の内部部局 小計	2,029	256
内閣府	64	1
宮内庁	12	3
公正取引委員会	10	1
国家公安委員会（警察庁）	327	80
金融庁	20	0
消費者庁	3	1
総務省	106	7
法務省	129	36
外務省	46	3
財務省	274	7
文部科学省	30	0
厚生労働省	336	2
農林水産省	168	42
経済産業省	73	4
国土交通省	396	67
環境省	14	1
防衛省	21	1
医療更生施設等	601	410

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「医療更生施設等」とは、国立がんセンター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター及び防衛医科大学校である。

Ⅱ 調査の結果判明した実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題

1 調達物品の性能仕様の適切化

〔制度の概要〕

○ 一般競争入札を行う場合には、官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告を行うこととされ、公告には、競争入札に付する事項（契約の内容となる品質、性能、規格等）、競争に参加する者に必要な資格に関する事項等を記載することとされている。（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決算」という。）第74条及び第75条）

また、公告において、契約の内容となる品質、性能、規格等の詳細を記載することが難しい場合には、これらについて記載した仕様書等を閲覧させ、又は貸出をする場所を、公告において明らかにしている。

今回、全府省の本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等5機関について、平成21年度上半期分（4月～9月末まで）の一般競争契約のうち、汎用性のない物品に係る契約であって、落札率が90%以上、かつ、応札者数が二者以上のもの666件を中心に、実質的な競争性を確保する観点から、調達物品の性能等の決定方法を調査した結果、次のような実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題がみられた。

【実態及び問題点】

① 調達物品の性能等について、一部の関係者のみで決定している、外部有識者等の意見を幅広く聴取していない、審査委員会等で検討していないなど公正かつ適切な手続を経て決定されていないため、形式的には複数の応札者による競争契約となっているが、一のメーカーの複数の代理店等のみが応札しているなど、実質的な競争性が確保されていないおそれのある例がある。（4府省14件）

【例】 宮内庁：超音波診断装置（3,045万円）
国家公安委員会（警察庁）：超音波検査装置ほか4件（総額14億2,679万円）

総務省（消防庁）：高度救命処置シミュレーター（12億5,629万円）

厚生労働省（国立がんセンター）：ゲノムアナライザーシステムほか5件（総額1億5,377万円）

厚生労働省（国立精神・神経センター）：脳波計一式（3,303万円）

（参考）審査委員会等の仕組みを設けている例

単独の者による機種を選定や仕様書の策定が行われないう、医療機器等重要物品の購入計画及び機種選定等に関する事項を審議するための購買委員会を設置し、その下に医療機器、研究機器、一般機器及び特定調達契約の各小委員会を設けている。（国立精神・神経センター）

② 入札説明書に、仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係書類を基に事前審査を実施し、仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加できるとしているが、事前審査の実施方法、審査基準等については具体的に示されておらず、事業者への周知も十分行われていない例がある。（1府省1件）

【例】 総務省（消防庁）：高度救命処置シミュレーター（12億5,629万円）

【今後取り組むべき課題】

- ① 調達物品に求める性能等を仕様書に定めるときは、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、求めている性能等が必要不可欠のものか、必要以上のものとなっていないかという観点から、外部有識者等の意見を幅広く聴取したり、審査委員会等で検討するなど、調達要求部署や会計担当部署以外の意見を可能な限り反映させるようにすべきである。
- ② 性能の事前審査を実施する場合には、その実施方法、審査基準等について可能な限り入札説明書等に具体的に示し、事業者に周知すべきである。

2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

【制度の概要】

- 調達額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、原材料・燃料又はこれに類するものに係るものや単価500SDR（8万5,000円）以下の既製品を大量購入する場合等を除き、関心のある供給者が調達機関の作成した仕様書案に対して意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示（意見招請の公示）することとされている。その際、意見の提出期限は、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とするとされている。また、意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前説明会を開催するとされている。（「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会決定））

今回、全府省の本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等5機関について、政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守状況について調査した結果、次のような実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題がみられた。

【実態及び問題点】

調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、入札公告の少なくとも30日前に仕様書の案の作成が完了した旨を官報公示することとされている。その際、意見の提出期間は少なくとも20日間を確保し、原則として入札前説明会を開催することとされている。また、調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、原則として入札期限の少なくとも50日前に官報に入札公告を行うとともに、契約締結後72日以内に落札結果を官報に公示することとされている。

しかし、これらが適切に行われていない例がある。（2府省5件）

【仕様書の案に対する意見招請手続が遵守されていない例】

総務省（消防庁）：高度救命処置シミュレーター（12億5,629万円）、特殊災害対応自動車ほか2件（総額18億5,430万円）

【入札公告の官報公示が行われていない例】

国土交通省（気象庁）：外国雑誌「数学誌」等（1,883万円）

（上記以外の参考例）入札公告の期間は原則として50日以上必要とされているが、平成21年度補正予算（経済危機対策）であるため、「急を要する場合においては公告期間を10日までに短縮することができる」に該当するとして20日間に短縮している例

国家公安委員会（警察庁）：新型インフルエンザ用感染防護資機材ほか4件（総額12億2,915万円）

【今後取り組むべき課題】

供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大が図られ、実質的な競争性が十分に確保されるようにするため、次のような措置を講ずべきである。

- ① 調達見込額が80万SDR（1億4,000万円）以上の物品については、調達機関が作成した仕様書の案に対し供給者が意見を提出することができるよう、官報への公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。
- ② 調達見込額が10万SDR（1,700万円）以上の物品については、入札情報及び落札情報の官報公示を遵守することが必要であり、調達要求部署及び契約担当部署の担当者にその旨を徹底すること。
- ③ 契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、官房会計課等が手続漏れのないよう決裁時にチェックするなど決裁体制を強化し、内部牽制機能を有効に機能させるようにすること。

3 予定価格の適切な設定

[制度の概要]

- 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないとされている。（予決令第80条第2項）

今回、全府省の本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等5機関について、効率的な予算執行を推進する観点から、予定価格の設定状況を調査した結果、次のような実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題がみられた。

【実態及び問題点】

各府省における予定価格の設定方法をみると、市場価格、他機関で調達した同一又は類似の物品の契約金額を収集するなどにより適正な予定価格を設定しようと努めている例がある。一方、複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず一者からしか徴取していない例など、予定価格の設定が適切に行われていない例がある。（7府省10件）

【例】

- ① 複数の事業者から見積書を徴取することができるにもかかわらず、一者からしか徴取していない。（1府省1件）
- ② 特別の事情がないにもかかわらず、安易に複数者からの見積価格の平均価格を採用している。（2府省5件）
- ③ 同一物品の調達実績があるにもかかわらず、これを考慮していない。（1府省1件）
- ④ 市場価格や他の機関における取引価格を十分に調査していない。（3府省3件）
- ⑤ 大量調達による価格への影響について十分検討していない。（1府省1件）

（注）上記の例の中には、落札率90%未満のもの6件を含む。また、重複して計上しているものが1件ある。

なお、厚生労働省は、平成20年7月に国立高度専門医療センター等に対し、次のように通知している。

「予定価格は、契約額を決定するための基準となる重要な書類であり、必ず事前に作成し、予定価格の積算に当たっては次の点に留意の上、安易な積算とならないようにするとともに絶対に外部へ漏えいすることのないよう、次の方法等を徹底すること。

- ① 市場価格や近隣病院等へ価格照会を行うなど、幅広く情報収集を行うとともに、安易に前回契約や業者参考見積額のみをもって予定価格としないこと。
- ② 予定価格を決定する際には、過去の契約実績（対定価率）、価格照会、市場価格、物価資料等により必ず複数の資料等を比較検討をした上でもなお、予定価格の算出が困難な場合に限り、複数（出来る限り多数）の事業者から見積書を徴取して、適正な予定価格を決定すること。
- ③ 競争入札に付する場合は、必ず予定価格調書を作成し、また、予定価格積算の根拠理由等を明確にした積算内訳書についても作成のうえ、積算資料とともに、決裁した上で開札日時まで金庫等に封印して保管すること。」

【今後取り組むべき課題】

予定価格を設定するときは、効率的な予算執行を推進する観点から、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、次のような措置を講ずべきである。

- ① 市場価格、他機関の契約金額等の情報を幅広く収集し、それらを比較・検討した上で予定価格を設定することとし、安易に過去の契約金額や一事業者の見積価格をそのまま予定価格としないこと。また、調達数量の多寡等を十分に考慮すること。
- ② 予定価格が適正なものとなっているか検証できるよう、積算方法や比較・検討結果に関する資料を作成し、予定価格調書と一緒に保存しておくこと。

4 その他の問題点等

(1) 競争参加資格の見直し

[制度の概要]

- 一般競争入札等において、特定の者以外が事実上満たすことができない条件を設定するなどして競争性の発現を阻害しないよう、各府省は適切に点検し、応札条件の緩和等の措置を講ずることとされている。（「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成19年11月2日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ））

今回、全府省の本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等5機関について、競争性の確保を図る観点から、応札条件等の設定状況を調査した結果、次のような実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題がみられた。

【実態及び問題点】

競争参加資格として「官庁の受注実績」を課するなど、競争性の発現を阻害するような制限を課している例がある。

（5府省 86件）

【競争参加資格として官庁の受注実績を課している例】

内閣府：給与事務システム（737万円）

金融庁：公認会計士試験問題の印刷（596万円）

厚生労働省（国立がんセンター）：在宅酸素濃縮器等（974万円）

経済産業省：白書等の印刷3件（総額1,550万円）

（注）上記の例の中には、落札率90%未満のもの5件を含む。

【競争参加資格として「相当期間の販売実績」等不明確な基準を設定している例】

国家公安委員会（警察庁）：DNA型大量鑑定装置付属フラグメントアナライザーほか79件（総額124億125万円）

【今後取り組むべき課題】

競争性が十分に確保されるようにするため、過度の制約とならないよう「官庁の受注実績」等の競争参加資格を見直すべきである。

(2) 契約に係る情報の公表の徹底

〔制度の概要〕

- 国の支出の原因となる契約を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、物品等の名称及び数量、契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地、契約を締結した日、契約の相手方の商号又は名称及び住所等を公表することとされている。（平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通知）

今回、全府省の本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等5機関について、契約に係る情報の公表状況を調査した結果、次のような実態及び問題点並びに今後取り組むべき課題がみられた。

【実態及び問題点】

契約締結日の翌日から起算して72日以内（各年度の4月の契約については93日以内）に、契約に係る情報を公表しなければならないとされているが、これを行っていない機関がある。（3府省7機関）

【平成 21 年 11 月 12 日時点における公表状況】

- ◇ 平成 21 年 11 月 12 日時点（21 年 9 月 1 日から起算して 73 日目）においては、21 年 8 月末までに締結した契約に係る情報（物品等の名称及び数量、契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地、契約を締結した日、契約の相手方の商号又は名称及び住所等）を公表していなければならない。
- ◇ しかし、今回調査した 39 機関（本府省及び外局の内部部局 34 機関並びに医療更生施設等 5 機関）における競争入札に係る情報の公表状況をみると、次表のとおり、計 3 府省 7 機関では適切に行われていない。

府省等名	未公表の状況	備考
総務省本省	7 月及び 8 月分が未公表（一部の局分を除く。）	11 月 13 日に改善済み
公害等調整委員会	4 月分が未公表	11 月 19 日に改善済み
厚生労働省本省	7 月及び 8 月分が未公表（労働保険特別会計雇用勘定分のみ）	11 月 12 日に改善済み
環境省本省	7 月及び 8 月分が未公表	11 月 17 日に改善済み
国立がんセンター	中央病院では 7 月及び 8 月分が未公表 東病院では 4 月～8 月分までのすべてが未公表	11 月 17 日に改善済み 11 月 24 日に改善済み
国立国際医療センター	戸山病院及び国府台病院とも、7 月及び 8 月分が未公表	11 月 24 日に改善済み
国立成育医療センター	7 月及び 8 月分が未公表	11 月 18 日に改善済み

【今後取り組むべき課題】

契約の透明性を確保するため、政府として取り組むこととされている契約に係る情報の公表を更に徹底する必要がある。

資 料

調査対象機関が平成 21 年度上半期に一般競争入札により締結した物品調達契約件数

府省等名	物品調達 契約件数	汎用性のないもの (A)	Aのうち落札率 90%以上 (B)	Aのうち応札者数 が二者以上 (C)	調査対象とした 契約件数
					(AかつBかつC)
府省等合計	2,630	1,380	1,091	910	666
本府省(外局を含む。)	2,029	896	629	480	256
内閣府本府	64	26	13	13	1
宮内庁	12	5	4	4	3
公正取引委員会	10	1	1	1	1
国家公安委員会(警察庁)	327	216	139	149	80
金融庁	20	6	0	4	0
消費者庁	3	1	1	1	1
総務省	106	34	27	14	7
法務省	129	55	49	42	36
外務省	46	17	8	9	3
財務省	274	63	33	32	7
文部科学省	30	8	6	1	0
厚生労働省	336	16	7	9	2
農林水産省	168	87	73	52	42
経済産業省	73	19	7	11	4
国土交通省	396	328	255	129	67
環境省	14	6	2	4	1
防衛省	21	8	4	5	1
医療更生施設等	601	484	462	430	410

(注) 当省の調査結果による。

調査対象とする「汎用性のない物品」の考え方

一般競争契約において実質的な競争性が確保されていないと疑われるような実態及び問題点を、限られた時間の中で明らかにするため、今回の調査では、汎用性のない物品調達（注）に係る契約を調査した。

（注）「物品調達」には、物品の製造、賃借（レンタル、リース）を含む。「賃借」には、保守等サービスが一体となっているものを含む。

その際、「汎用性のある物品」とは、「一般的に市販されている物品であって、一般のオフィスで使用されているもの」と定義し、これに該当しないものを「汎用性のない物品」とした。

【汎用性のある物品の例】

事務机、椅子、パソコン、プリンタ、複写機、シュレッダー、裁断機、コピー用紙、トナー類、文具用品類

公用車（特殊車両を除く。）、ガソリン、軽油、灯油、観葉植物

飲料、食料、洗剤

テレビ、カメラ、ビデオ、掃除機、冷蔵庫、ワープロソフト、表計算ソフト、ウィルス対策ソフト

（注）特殊技術を要しないパンフレット、リーフレット等印刷物の作成を含む。

【汎用性のない物品の例】

特殊車両、医療機器、分析・測定機器、国家試験問題（印刷）、白書（印刷）

外国雑誌、情報システム 等

物品調達に係る契約の落札率と応札者数の状況（調査対象機関合計）

1 物品調達に係る契約（本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等）

区分	契約件数	落札率			
		90%未満	90%以上95%未満	95%以上	
応札者数	一者	641	82	76	483
	二者	485	221	71	193
	三者	294	165	34	95
	四者以上	1,210	543	113	554
	二者以上小計	1,989	929	218	842
	合計	2,630	1,011	294	1,325

(注) 当省の調査結果による。

2 汎用性のない物品調達に係る契約（本府省及び外局の内部部局並びに医療更生施設等）

区分	契約件数	落札率			
		90%未満	90%以上95%未満	95%以上	
応札者数	一者	470	45	52	373
	二者	257	96	38	123
	三者	138	52	21	65
	四者以上	515	96	41	378
	二者以上小計	910	244	100	566
	合計	1,380	289	152	939

(注) 当省の調査結果による。

物品調達に係る一般競争契約における実態及び問題点の事例

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	1							
府省等名	宮内庁							
物品の名称及び数量	超音波診断装置の賃貸借及び保守				主な製造メーカー名等	東芝メディカルシステムズ株式会社		
入札等の月日	公告日	平成21年7月21日	入札説明会開催日	平成21年8月3日	入札日	平成21年9月9日	開札日	平成21年9月10日
	契約締結日	平成21年9月10日			物品納入期限	平成21年9月30日		
契約の概要	契約金額	30,447,900円	落札率	97.5%	応札者数	2者	契約の相手方	東芝医用ファイナンス株式会社、東芝メディカルシステムズ株式会社
	調達物品の概要	宮内庁病院で使用中の超音波診断装置（平成12年度から借入れ）に代えて、高画質の描出が期待できる新しい超音波診断装置の4年半のリース及び保守に係る物品調達契約である。						
調査結果	<p>◇ 本件については、宮内庁病院から会計担当部署に対し、東芝メディカルシステムズ株式会社製の超音波診断装置の調達要求が行われ、会計担当部署において、同製品の仕様を踏まえた内容を仕様書に記載して、これに基づき入札が行われた。また、予定価格についても、当該製品の調達を前提として設定されている。</p> <p>◇ 入札の結果、二者から応札があったが、いずれも東芝メディカルシステムズ株式会社製の超音波診断装置の納入を前提としたものとなっている。</p> <p>◇ 会計担当部署では、宮内庁病院から機種選定理由書等を受領して確認を行っているが、「現場の医師からの医療関係の物品調達については、その製品の性能や機能の必要性等に関して事務方では判断できない」と説明している。</p>							
問題点等	<p>○ 本物品の調達に当たっては、他のメーカーに類似の製品が存在するにもかかわらず、会計担当部署では、高度の専門技術性を理由に、同病院から提示された機種選定理由書等に基づいて、仕様書を作成しており、その内容を特定メーカーの製品に限定されるものとする必要性等に関してチェックを行っていない。</p> <p>○ 本調達では、必要とする機能や候補機種の性能等を審議する委員会等、公正かつ競争性が確保された仕様書を作成するための仕組みが設けられていない。</p> <p>なお、国立国際医療センター国府台病院では、調達要求部署から会計担当部署に対して、複数の類似製品について技術仕様の比較表を提出し、当該複数の製品が仕様書に該当することを確認できる仕組みが設けられている。また、国立精神・神経センターでは、医療機器や研究機器の機種選定等を審議する委員会（委員長運営部次長、構成委員は会計課長、病院長、研究所長等）が設けられている。</p>							

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	2							
府省等名	国家公安委員会（警察庁）							
物品の名称及び数量	①超音波検査装置 ②静電気微物採取器 ③比較顕微鏡 ④イオンクロマトグラフ ⑤現場文書鑑定撮影装置			主な製造メーカー名等		① Sono Site ② 春日電気株式会社 ③ Leica ④ 日本ダイオネクス株式会社 ⑤ PENTAX		
入札等の月日	公告日	①平成21年7月7日 ②平成21年7月9日 ③平成21年8月7日 ④平成21年8月7日 ⑤平成21年7月9日	入札説明会開催日	①平成21年7月10日 ②平成21年7月13日 ③平成21年8月17日 ④平成21年8月17日 ⑤平成21年7月13日	入札日	①平成21年7月31日 ②平成21年8月3日 ③平成21年9月4日 ④平成21年9月4日 ⑤平成21年8月3日	開札日	①平成21年8月3日 ②平成21年8月4日 ③平成21年9月7日 ④平成21年9月7日 ⑤平成21年8月4日
	契約締結日	①平成21年8月4日 ②平成21年8月5日 ③平成21年9月8日 ④平成21年9月8日 ⑤平成21年8月5日			物品納入期限	①平成21年11月30日 ②平成21年12月28日 ③平成22年2月26日 ④平成22年2月26日 ⑤平成21年11月30日		
契約の概要	契約金額	① 86,940,000円 ② 68,848,500円 ③ 348,069,151円 ④ 856,800,000円 ⑤ 66,129,000円	落札率	非公表	応札者数	① 2者 ② 2者 ③ 3者 ④ 2者 ⑤ 3者	契約の相手方	①株式会社イワケン ②春日電気株式会社 ③株式会社三啓 ④日本ダイオネクス株式会社 ⑤株式会社システムズエンジニアリング
	調達物品の概要	<p>① 人体に超音波を当てることで、胸腹腔内の異液の貯留や臓器損傷等を可視的に確認することができる装置</p> <p>② 高電圧電源と放電電極を一体化し、放電によりシートを帯電させ、足跡、繊維片、毛髪、塵埃等の微物を吸着、転写させ採取するための機材</p> <p>③ 顕微鏡が2台接続されており、比較しようとする2つの資料を同視野で拡大して観察することができる装置。弾丸、薬きょうの鑑定等に必須の装置</p> <p>④ 食品への薬毒物・異物混入事件等において、複雑な前処理なしで資料中の混入物のイオン成分を分離・検出し、混入物の種類を特定するための装置</p> <p>⑤ 印刷物等の赤外領域と可視領域の高精細デジタル画像データを入力し画像処理を行い、さらに署名筆跡画像を入力して、専用ソフトウェアによる配字（へん・つくり等各部首の配置）測定を行う装置</p> <p>【平成21年度補正予算】</p>						

<p>調査結果</p>	<p>◇ 警察庁では、下表の5件の鑑識関連機器については、効率的な検視作業や鑑定精度を確保するなどの理由により、複数の機種について、あらかじめそれぞれ操作性や測定能力等を比較・検証し、最も優れた製品を選定した上で、当該製品の性能を基にした内容の仕様書を作成している。</p> <p>しかし、製品を選定する際の検討内容、時期等を確認できる文書等は残されていない。</p> <p>◇ 一方、本契約以外にも、最も優れた製品の性能を基にした仕様書を作成している例がみられたが、これらの選定は、科学警察研究所長からの通知（検査機器及び検査試薬の指定）に基づいている。また、他部局（情報通信局）においては、仕様書審査委員会を設置し、選定の妥当性等を審査している例もみられた。</p> <p>表 調達物品の選定の妥当性に係る審査の状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>落札額</th> <th>機種の選定理由</th> <th>選定の妥当性に係る検討内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①超音波検査装置（46台）</td> <td>8,694万円</td> <td>ディスプレイ画面の大きさ及びバッテリーの駆動時間等により本製品を選定</td> <td>検討内容、時期等が分かる文書等は確認できなかった。</td> </tr> <tr> <td>②静電気微物採取器（415台）</td> <td>6,885万円</td> <td>2社ある製品のうち、鑑識作業の効率性を考慮し、大型の製品を選定</td> <td>検討内容、時期等が分かる文書等は確認できなかった。</td> </tr> <tr> <td>③比較顕微鏡（41台）</td> <td>3億4,807万円</td> <td>2社ある製品のうち、焦点を合わせる際の操作性を考慮し、本製品を選定</td> <td>科学警察研究所の助言等を受けているとされているが、その時期や具体的な内容等が分かる文書等は確認できなかった。</td> </tr> <tr> <td>④イオンクロマトグラフ（51台）</td> <td>8億5,680万円</td> <td>3社ある製品のうち、測定能力を考慮し本製品を選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤現場文書鑑定撮影装置（47台）</td> <td>6,613万円</td> <td>メインとなる赤外線デジタル一眼レフカメラ及びスキャナについては、鑑定精度を確保するため、最上位機種を選定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14億2,679万円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当省の調査結果及び警察庁の提出資料に基づき作成した。</p>	区 分	落札額	機種の選定理由	選定の妥当性に係る検討内容	①超音波検査装置（46台）	8,694万円	ディスプレイ画面の大きさ及びバッテリーの駆動時間等により本製品を選定	検討内容、時期等が分かる文書等は確認できなかった。	②静電気微物採取器（415台）	6,885万円	2社ある製品のうち、鑑識作業の効率性を考慮し、大型の製品を選定	検討内容、時期等が分かる文書等は確認できなかった。	③比較顕微鏡（41台）	3億4,807万円	2社ある製品のうち、焦点を合わせる際の操作性を考慮し、本製品を選定	科学警察研究所の助言等を受けているとされているが、その時期や具体的な内容等が分かる文書等は確認できなかった。	④イオンクロマトグラフ（51台）	8億5,680万円	3社ある製品のうち、測定能力を考慮し本製品を選定		⑤現場文書鑑定撮影装置（47台）	6,613万円	メインとなる赤外線デジタル一眼レフカメラ及びスキャナについては、鑑定精度を確保するため、最上位機種を選定		合 計	14億2,679万円		
区 分	落札額	機種の選定理由	選定の妥当性に係る検討内容																										
①超音波検査装置（46台）	8,694万円	ディスプレイ画面の大きさ及びバッテリーの駆動時間等により本製品を選定	検討内容、時期等が分かる文書等は確認できなかった。																										
②静電気微物採取器（415台）	6,885万円	2社ある製品のうち、鑑識作業の効率性を考慮し、大型の製品を選定	検討内容、時期等が分かる文書等は確認できなかった。																										
③比較顕微鏡（41台）	3億4,807万円	2社ある製品のうち、焦点を合わせる際の操作性を考慮し、本製品を選定	科学警察研究所の助言等を受けているとされているが、その時期や具体的な内容等が分かる文書等は確認できなかった。																										
④イオンクロマトグラフ（51台）	8億5,680万円	3社ある製品のうち、測定能力を考慮し本製品を選定																											
⑤現場文書鑑定撮影装置（47台）	6,613万円	メインとなる赤外線デジタル一眼レフカメラ及びスキャナについては、鑑定精度を確保するため、最上位機種を選定																											
合 計	14億2,679万円																												
<p>問題点等</p>	<p>○ 上記のとおり、鑑識関連機器の調達物品について、最も優れた製品を選定する際の検討内容、時期等が確認できる文書は残されていない。</p> <p>このことから、鑑識関連の物品調達においても、他部局の例と同様に委員会を設置するなどにより、調達物品の選定について、公平かつ公正な競争性、客観性を担保する必要があると考えられる。</p>																												

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	3								
府省等名	総務省（消防庁）								
物品の名称及び数量	高度救命処置シミュレーター 803式			主な製造メーカー名等		株式会社高研			
入札等の月日	公告日	平成21年 6月24日	入札説明 会開催日	-		入札日	平成21年 8月13日	開札日	平成21年 8月13日
	契約締結日	平成21年 9月 7日			物品納入 期限	平成22年 3月31日			
契約の概要	契約金額	1,256,293,500円	落札率	99.33%	応札者数	2者	契約の 相手方	日本船舶薬品株式会社	
	調達物品 の概要	救急隊員（救急救命士）が行う気管挿管、静脈路確保、薬剤投与等の訓練を行うための人形型のシミュレーターを、全国803の消防本部に配備するための物品調達契約である。【平成21年度補正予算】							
調査結果	<p>◇ 本件の入札参加意思を示した事業者は、株式会社高研製品の販売代理店二者、A社の販売代理店一者の合計3者であったが、入札前に行われた消防庁による納入物品の性能審査において、A社の製品が仕様書の一部（静脈路確保の際のバックフロー（血液の逆流）の確認ができる機能）に合致していないとの判定がなされ、A社の販売代理店は入札に参加できなくなり、結果として、株式会社高研製品の販売代理店二者による競争入札となった。</p> <p>◇ 消防庁では、当該仕様書を策定するため、厚生労働省が示す「救急救命士の薬剤投与の実施のための講習及び実施要領について」（平成17年3月10日厚生労働省通知。以下「実施要領」という。）等を踏まえつつ、救急救命士、医師の資格を有する職員（以下「有資格者」という。）による検討を行ったほか、入札公告の直前に5人の専門家（救急振興財団東京研修所の教官、自治体の救急救命士養成所（注）の教官、医科大学高度救命救急センターの医師）を対象に、シミュレーターに必要な機能についてアンケート調査（項目ごとに「必須」又は「あれば良い」の二択方式）を行い、その結果を踏まえて仕様書を策定したとしており、A社の製品が仕様書の一部に合致していないとされたバックフローの機能については、このアンケートにおいて5人全員が「必須」と回答したことから、本件仕様に盛り込んだとしている。</p> <p>（注）救急救命士養成所は救急救命士の養成を行っており、救急救命士を含めた救急隊員の教育・訓練に関し知見を有する機関である。</p>								
問題点等	<p>○ 仕様書の策定に当たって、上記のとおり、有資格者による検討を行うとともに、5人の専門家に対するアンケートは行われているが、本調達物品は、①全国約800の消防本部等に導入するものであること、②消防本部等で既に多数（2千体以上）使用されており、そのうち約4割（救急救命士養成所においては約2.5割）はA社の製品であることを考慮すれば、静脈路確保の際のバックフローの確認は実施要領等において必須の行為とされているところであるが、A社の既存製品では改修を必要とする当該機能を仕様書の一部に盛り込むことを始め必要とする機能について、より多くの専門家から意見を聴取し、その結果を踏まえることが適当であったと考えられる。</p>								

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	4							
府省等名	厚生労働省国立がんセンター中央病院							
物品の名称及び数量	ゲノムアナライザーシステム 1式	主な製造メーカー名等 米国イルミナ社						
入札等の月日	公告日	平成21年4月13日	入札説明会開催日	—	入札日	平成21年6月3日	開札日	平成21年6月3日
	契約締結日	平成21年6月3日			物品納入期限	平成21年6月30日		
契約の概要	契約金額	81,007,500円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の相手方	岩井化学薬品株式会社
	調達物品の概要	包括的ながんゲノム解析研究（国際協調・標準化に基づく包括的ながんゲノム異常データベースの構築と、それを起点とした新たながん生物学・臨床応用研究の推進を目指す研究）の実施に当たり、研究に必要な遺伝子解析装置の調達契約である。						
調査結果	<p>◇ 遺伝子解析装置については、調達要求部署（医師）が、あらかじめ必要とする技術的要件を設定し、当該要件を満たすとみられる3社（米国イルミナ社ほか2社）の製品について性能比較を行い、最も優れている1社の製品（米国イルミナ社製のゲノムアナライザーⅡ x 1式）を指定銘柄として選定した後、当該物品の調達手続を開始している。</p> <p>国立がんセンター中央病院では、研究機器等の機種選定を行うための委員会のような仕組みは設けていないが、当該装置の仕様書の策定に当たっては、平成20年7月に、ICGC（International Cancer Genome Consortium）参加機関（国立がんセンター、独立行政法人理化学研究所）、国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター及び国立大学法人京都大学人文科学研究センターの研究者が集まり、当該装置の技術的な面や倫理面について議論を行っており、会計担当部署としても選定に当たって研究所内の意見を聞いていると説明している。</p> <p>◇ 一連の調達手続をみると、仕様書における調達物品の名称は、米国イルミナ社の製品名である「ゲノムアナライザーシステム」となっている。また、会計担当部署は、当該製品を調達するため、米国イルミナ社の日本法人であるイルミナ㈱が発行した定価証明書、納入実績書等当該製品に関連する情報のみを基に予定価格を算出している。その結果、応札者も、当該製品の販売代理店とされる2社となっている。</p>							
問題点等	<p>○ 当該製品の選定に当たっては、上記のとおり、必要とする技術的要件を設定し、当該要件を満たすとみられる3社の製品について性能比較が行われているが、</p> <p>① 厚生労働省が各国立高度専門医療センター総長等あてに発した医政局国立病院課長通知「競争性、公正性、透明性を確保するための契約事務の徹底について」（平成20年7月10日付け医政病発第0710002号）では、仕様書等の作成に当たっては、特定の製品、特定の事業者に限定されるような内容とならないように十分留意することとされていること、</p> <p>② 国立精神・神経センターでは、医療機器や研究機器等の機種選定等を審議する委員会（委員長は運営部次長、構成員は会計課長、病院長、研究所長等）が設けられていることを考慮すると、本件については、必要とする機能や候補機種の性能比較等を審議する委員会等の仕組みを設けるなどして、公正かつ競争性が確保された仕様書を作成するよう努めることが適当であったと考えられる。</p>							

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	5							
府省等名	厚生労働省国立がんセンター東病院							
物品の名称及び数量	キャビネット・マルチガスインキュベーター一式			主な製造メーカー名等	サンヨー株式会社			
入札等の月日	公告日	平成21年8月6日	入札説明会開催日	平成21年8月12日	入札日	平成21年8月18日	開札日	平成21年8月19日
	契約締結日	平成21年8月19日			物品納入期限	平成21年10月30日		
契約の概要	契約金額	15,015,000円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の相手方	株式会社メディセオメディカル
	調達物品の概要	新しく増設された研究棟（プロジェクト棟）に係る研究機器の初年度整備として行われ、細菌培養等に必要なるマルチガスインキュベーター等を調達する契約である。【平成20年度第2次補正予算】						
調査結果	<p>◇ 本件調達においては、調達要求部署が、①バイオハザード対策用キャビネット一式及び②マルチガスインキュベーター一式について、特定一者の製品のカタログ等を基に仕様書案を作成した上で、当該製品の調達を会計担当部署に要求している。</p> <p>◇ 会計担当部署は、調達要求部署が作成した仕様書案に基づき入札公告を行うとともに、当該メーカーに対して標準価格証明書の提出を求めている。</p> <p>なお、本件の入札に参加する意思を示した2業者が事前に提出した応札提案書においては、いずれも調達要求部署が想定したメーカーの製品の見積りとなっている。</p> <p>◇ 応札提案書を提出した2業者による一般競争入札の結果、調達要求部署の想定したメーカーの製品が落札された。</p> <p>◇ 会計担当部署では、「代替品でも可であること」を調達要求部署に確認したと説明しているが、その一方で、調達要求部署が希望する製品の性能等に関して、その必要性や是非を会計担当部署が判断することは困難であるとも説明している。</p>							
問題点等	<p>○ 調達要求部署が作成した特定一者の製品を想定した仕様書に基づいて入札が行われ、会計担当部署では、仕様書の内容が高度に専門技術的なことを理由に、特定一者の物品しか満たすことができないような競争性の発現を阻害するものとなっていないかのチェックを行っていない。</p> <p>なお、国立国際医療センター国府台病院では、調達要求部署から会計担当部署に対して、複数の類似製品について技術仕様の比較表を提出し、当該複数の製品が仕様書に該当することを確認できる仕組みが設けられている。</p> <p>○ 本機関では、医療機器整備委員会等を設置し、複数の者によって機種選定等を検討する仕組みを設けているが、本件は、研究機器であるため、当該委員会の検討対象となっていない。</p> <p>なお、国立精神・神経センターでは、医療機器にとどまらず研究機器の機種選定等を審議する委員会（委員長運営部次長、構成委員は会計課長、病院長、研究所長等）が設けられている。</p>							

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	6								
府省等名	厚生労働省国立がんセンター東病院								
物品の名称及び数量	レーザーマイクロダイセクションシステム 一式		主な製造メーカー名等		ライカマイクロシステムズ株式会社				
入札等の月日	公告日	平成21年7月15日	入札説明会開催日	—		入札日	平成21年9月3日	開札日	平成21年9月4日
	契約締結日	平成21年9月4日				物品納入期限	平成21年10月30日		
契約の概要	契約金額	26,250,000円	落札率	非公表	応札者数	3者	契約の相手方	株式会社メディセオメディカル	
	調達物品の概要	がん研究のために必要なレーザーマイクロダイセクション装置（個々の細胞や組織を顕微鏡下で観察し、レーザーで周囲の組織から切り離し等が行える装置）一式の調達契約である。							
調査結果	<p>◇ 本物品の調達要求部署から会計担当部署へ提出された要望書では、本物品に係る要求要件である「希求条件」が示され、当該「希求条件」を斟酌し広範な市場調査を行い、併せて各社の該当機器のデモンストレーションを行った結果、3社の製品が候補に挙げたと示されている。さらに、当該要望書では、別紙に定める「詳細な選定仕様」（仕様書）に合致した機器の購入の要望が示されている。</p> <p>◇ 会計担当部署では、上記の提出された仕様書をそのまま採用して入札公告している。</p> <p>◇ 仕様書は特定の製品名を指定せずに技術的要件を定めるなど他社の製品を排除していないように見受けられるが、一般競争入札を行った結果、定価証明書を徴取したメーカー（1社）の製品を扱う販売代理店三者が同一の製品を提案し、応札している。</p>								
問題点等	<p>○ 調達要求部署から会計担当部署に対して、候補に挙げた3社の製品の仕様書への適合状況に関する資料が提供されておらず、会計担当部署では、仕様書の内容が高度に専門技術的なことを理由に、特定一者の物品しか満たすことができないような競争性の発現を阻害するものとなっていないかのチェックを行っていない。 ちなみに、国立国際医療センター国府台病院では、調達要求部署から会計担当部署に対して、複数の類似製品について技術仕様の比較表を提出し、当該複数の製品が仕様書に該当することを確認できる仕組みが設けられている。</p> <p>○ 国立がんセンター東病院では、医療機器については、医療機器整備委員会等を設置し、複数の者によって機種選定等を検討する仕組みを設けているが、本件は研究機器であるため、当該委員会の検討対象となっていない。</p>								

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	7							
府省等名	厚生労働省国立がんセンター東病院							
物品の名称及び数量	デジタルスターラー 4 台他11点調達				主な製造メーカー名等		①タイテック(株)(インビトロシューエーカー、マキシマイザー、バイオシューエーカー、デジタルスターラー)、②サーモサイエンティフィック(極微量分光光度計)、③ザルトリウス・メカトロニクス・ジャパン(株)(電子分析天びん、電子上皿天びん)	
入札等の月日	公告日	平成21年 8 月 6 日	入札説明 会開催日	平成21年 8 月 12 日	入札日	平成21年 8 月 14 日	開札日	平成21年 8 月 17 日
	契約締結日	平成21年 8 月 17 日			物品納入 期限	平成21年10月30日		
契約の概要	契約金額	4,830,000円	落札率	非公表	応札者数	2 者	契約の 相手方	株式会社フロンティックス
	調達物品 の概要	新しく増設された研究棟(プロジェクト棟)に係る研究機器の初年度整備として行われ、試薬や試料の混合攪拌、ボイル、好熱菌の培養等に必要となるデジタルスターラー等を調達する契約である。【平成20年度第2次補正予算】						
調査結果	<p>◇ 本件調達においては、調達要求部署が、①デジタルスターラー等についてはコーニング社製品、②極微量分光光度計についてはサーモサイエンティフィック社製品、③バイオシューエーカー等についてはタイテック(株)社製品、④電子分析天びん等についてはザルトリウス社製品のカタログ等を基に仕様書案を作成した上で、当該製品の調達を会計担当部署に要求している。</p> <p>◇ 会計担当部署は、調達要求部署が作成した仕様書案に基づき入札公告を行った。その際、会計担当部署は、上記4製品のメーカー又は代理店に対して価格証明書の提出を求めている。</p> <p>なお、本件の入札に参加する意思を示した2業者が事前に提出した応札提案書においては、いずれも調達要求部署が要求したメーカーの製品の見積りとなっている。</p> <p>◇ 応札提案書を提出した2業者による一般競争入札の結果、調達要求部署が想定したメーカーの製品が落札された。</p> <p>◇ 会計担当部署では、「②を除く他の製品は代替品でも可であること」を調達要求部署に確認したと説明しているが、その一方で、調達要求部署が希望する製品の性能等に関して、その必要性や是非を会計担当部署が判断することは困難であるとも説明している。</p>							
問題点等	<p>○ 調達要求部署が作成した特定一者の製品を想定した仕様書に基づいて入札が行われ、会計担当部署では、高度の専門技術性を理由に、①、③及び④については仕様書の内容が特定一者の物品しか満たすことができないような競争性の発現を阻害するものとなっていないかのチェックを行っておらず、②については仕様書の内容が特定一者の製品に限定されるものとする必要性等に関してチェックを行っていない。</p> <p>なお、国立国際医療センター国府台病院では、調達要求部署から会計担当部署に対して、複数の類似製品について技術仕様の比較表を提出し、当該複数の製品が仕様書に該当することを確認できる仕組みが設けられている。</p> <p>○ 本機関では、医療機器整備委員会等を設置し、複数の者によって機種選定等を検討する仕組みを設けているが、本件は、研究機器であるため、当該委員会の検討対象となっていない。</p> <p>なお、国立精神・神経センターでは、医療機器にとどまらず研究機器の機種選定等を審議する委員会(委員長運営部次長、構成委員は会計課長、病院長、研究所長等)が設けられている。</p>							

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	8							
府省等名	厚生労働省国立がんセンター東病院							
物品の名称及び数量	顕微鏡等一式				主な製造メーカー名等		①オリンパス(株) (倒立型ルーチン顕微鏡) ②(株)キーエンス (オールインワン蛍光顕微鏡)	
入札等の月日	公告日	平成21年8月4日	入札説明 会開催日	平成21年8月7日	入札日	平成21年8月13日	開札日	平成21年8月14日
	契約締結日	平成21年8月14日			物品納入 期限	平成21年10月30日		
契約の概要	契約金額	14,595,000円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の 相手方	株式会社メディセオメディカル
	調達物品 の概要	新しく増設された研究棟(プロジェクト棟)に係る研究設備・機器の初年度整備として行われた二種類の顕微鏡(倒立型ルーチン顕微鏡及びオールインワン蛍光顕微鏡)を調達する契約である。【平成20年度第2次補正予算】						
調査結果	<p>◇ 本件の調達においては、調達要求部署が、①倒立型ルーチン顕微鏡についてはオリンパス株式会社製品、②オールインワン蛍光顕微鏡についてはキーエンス株式会社製品のカタログ等を基に仕様書案を作成した上で、当該2製品の調達を会計担当部署に要求している。</p> <p>◇ 会計担当部署は、調達要求部署が作成した仕様書案に基づき入札公告を行い、上記2製品のメーカーに対して価格証明書の提出を求めている。</p> <p>なお、本件の入札に参加する意思を示した2業者が提出した参考見積書においては、いずれも調達要求部署が想定したとおり、①についてはオリンパス株式会社製品、②についてはキーエンス株式会社製品の見積りとなっている。</p> <p>◇ 応札提案書を提出した2業者による一般競争入札の結果、調達要求部署が想定したとおり、①倒立型ルーチン顕微鏡についてはオリンパス株式会社製品、②オールインワン蛍光顕微鏡についてはキーエンス株式会社製品で落札された。</p> <p>◇ 会計担当部署では、「①は特殊な顕微鏡ではなく代替品でも可であること、②は暗室不要の製品はキーエンス株式会社以外に製造しておらず、代替品はないこと」を調達要求部署に確認したと説明しているが、その一方で、調達要求部署が希望する製品の性能等に関して、その必要性や是非を会計担当部署が判断することは困難であるとも説明している。</p>							
問題点等	<p>○ 調達要求部署が作成した特定一者の製品を想定した仕様書に基づいて入札が行われ、会計担当部署では、高度の専門技術性を理由に、①については仕様書の内容が特定一者の製品しか満たすことができないような競争性の発現を阻害するものとなっていないかのチェックを行っておらず、②については仕様書の内容を特定1者の製品に限定されるものとする必要性等に関してチェックを行っていない。</p> <p>なお、国立国際医療センター国府台病院では、調達要求部署から会計担当部署に対して、複数の類似製品について技術仕様の比較表を提出し、当該複数の製品が仕様書に該当することを確認できる仕組みが設けられている。</p> <p>○ 本機関では、医療機器整備委員会等を設置し、複数の者によって機種選定等を検討する仕組みを設けているが、本件は、研究機器であるため、当該委員会の検討対象となっていない。</p> <p>なお、国立精神・神経センターでは、医療機器にとどまらず研究機器の機種選定等を審議する委員会(委員長運営部次長、構成委員は会計課長、病院長、研究所長等)が設けられている。</p>							

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	9							
府省等名	厚生労働省国立がんセンター東病院							
物品の名称及び数量	超低温フリーザー・冷凍冷蔵庫・冷却システム一式	主な製造メーカー名等 サンヨー株式会社						
入札等の月日	公告日	平成21年8月6日	入札説明 会開催日	平成21年8月12日	入札日	平成21年8月17日	開札日	平成21年8月18日
	契約締結日	平成21年8月18日			物品納入 期限	平成21年10月30日		
契約の概要	契約金額	12,075,000円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の 相手方	株式会社メディセオメディカル
	調達物品 の概要	新しく増設された研究棟（プロジェクト棟）に係る研究機器の初年度整備として行われ、研究・検査の基礎となる細胞・組織・試薬等の長期安定保存に必要となる超低温フリーザー及び冷凍冷蔵庫等を調達する契約である。【平成20年度第2次補正予算】						
調査結果	<p>◇ 本件調達においては、調達要求部署が、①超低温フリーザー及び②冷凍冷蔵庫等について、特定一者の製品のカタログ等を基に仕様書案を作成した上で、当該製品の調達を会計担当部署に要求している。</p> <p>◇ 会計担当部署は、調達要求部署が作成した仕様書案に基づき入札公告を行うとともに、当該メーカーに対して標準価格証明書の提出を求めている。</p> <p>なお、本件の入札に参加する意思を示した2業者が事前に提出した応札提案書においては、いずれも調達要求部署が想定したメーカーの製品の見積りとなっている。</p> <p>◇ 応札提案書を提出した2業者による一般競争入札の結果、調達要求部署が想定していたメーカーの製品が落札された。</p> <p>◇ 会計担当部署では、「①は特殊なものではなく代替品でも可であること、②は代替品では不可であること」を調達要求部署に確認したと説明しているが、その一方で、調達要求部署が希望する物品の性能等に関して、その必要性や是非を会計担当部署が判断することは困難であるとも説明している。</p>							
問題点等	<p>○ 調達要求部署が作成した特定一者の製品を想定した仕様書に基づいて入札が行われ、会計担当部署では、高度の専門技術性を理由に、①については仕様書の内容が特定一者の製品しか満たすことができないような競争性の発現を阻害するものとなっていないかのチェックを行っておらず、②については仕様書の内容を特定一者の製品に限定されるものとする必要性等に関してチェックを行っていない。</p> <p>なお、国立国際医療センター国府台病院では、調達要求部署から会計担当部署に対して、複数の類似物品について技術仕様の比較表を提出し、当該複数の物品が仕様書に該当することを確認できる仕組みが設けられている。</p> <p>○ 本機関では、医療機器整備委員会等を設置し、複数の者によって機種選定等を検討する仕組みを設けているが、本件は、研究機器であるため、当該委員会の検討対象となっていない。</p> <p>なお、国立精神・神経センターでは、医療機器にとどまらず研究機器の機種選定等を審議する委員会（委員長運営部次長、構成委員は会計課長、病院長、研究所長等）が設けられている。</p>							

事例票 1-① 調達物品の性能仕様の適切化

事例No.	10							
府省等名	厚生労働省国立精神・神経センター							
物品の名称及び数量	脳波計（光トポグラフィー）一式				主な製造メーカー名等	株式会社日立メディコ		
入札等の月日	公告日	平成21年7月31日	入札説明 会開催日	—	入札日	平成21年9月24日	開札日	平成21年9月25日
	契約締結日	平成21年9月25日			物品納入 期限	平成21年12月28日		
契約の概要	契約金額	33,033,000円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の 相手方	日本光電東京株式会社西支社
	調達物品 の概要	先進医療「光トポグラフィー検査を用いたうつ症状の鑑別診断補助」について診療を開始するために必要な近赤外光脳機能計測装置の調達契約である。						
調査結果	<p>◇ 国立精神・神経センターでは、医療機器等重要物品の購入計画及び機種選定等に関する事項を審議するため、購買委員会を設置し、その下に医療機器、研究機器、一般機器及び特定調達契約の各小委員会を設けている。同委員会は、運営部次長を委員長に、会計課長、病院長、研究部長等を構成員とし、価格が50万円以上の医療機器、研究機器及び一般機器の整備計画の作成及び機種選定に関する事項等を審議することとしている。物品の調達に当たっては、基本的にこれらの委員会の審議を経て行うこととされており、単独の者による機種選定や仕様書の策定が行われないような仕組みとなっている。</p> <p>◇ しかし、本件契約については、医療機器小委員会での審議が行われていない。 なお、仕様書については、調達要求部署が作成したものを、会計課が「一者に限定する表現が無いか」等の公平性についての検討・修正等を行い、調達要求部署の最終的な確認を得た上で決定し、調達手続を進めたとしている。 この理由について、国立精神・神経センターは、当該診断が全国でも2施設しか実施されていない先進医療であることから、患者に対して本件装置を早急に導入し、うつ症状の患者の診断を行う事が必要と判断したためと説明している。</p>							
問題点等	○ 自ら定めた機種選定のための委員会審議が行われていない。							

事例票1-② 事前審査の実施方法、審査基準等の明確化

事例No.	1							
府省等名	総務省（消防庁）							
物品の名称及び数量	高度救命処置シミュレーター 803式			主な製造メーカー名等		株式会社高研		
入札等の月日	公告日	平成21年6月24日	入札説明会開催日	—	入札日	平成21年8月13日	開札日	平成21年8月13日
	契約締結日	平成21年9月7日			物品納入期限	平成22年3月31日		
契約の概要	契約金額	1,256,293,500円	落札率	99.33%	応札者数	2者	契約の相手方	日本船舶薬品株式会社
	調達物品の概要	救急隊員（救急救命士）が行う気管挿管、静脈路確保、薬剤投与等の訓練を行うための人形型のシミュレーターを、全国803の消防本部に配備するための物品調達契約である。【平成21年度補正予算】						
調査結果	<p>◇ 本件は、次のとおり、入札前に行われた事前審査の結果、A社の製品は仕様書に不適合となり、同社の販売代理店であるB社は入札に参加できなくなった。</p> <p>① 本件の入札説明書では、「入札者に求められる義務等」として、「仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料」等の提出を義務付けているとともに、「消防庁担当者により当該書面等の事前審査を実施し、仕様書に定める規格に合致していると認められる者のみ入札に参加することができる」と記載している。しかし、事前審査の実施方法、審査基準等については具体的に示されていない。</p> <p>② A社は、提案しようとする製品が仕様書の一部を満たしていないことから、B社が入札参加申込を提出（平成21年7月31日）した際に、「仕様書に定める性能を証明できる書面及び関係資料」の一部として、改修内容を示した上で必要な改修を行う旨の確認書を提出している。主な改修事項は、穿刺訓練が行える機能を現行の右腕だけでなく両腕にできるようにするとともに、滴下した輸液を人形本体内のパックに貯蔵することとなっている。</p> <p>③ 平成21年8月4日に、A社が持参したサンプル品（片腕に模擬血管を装着したもの）を基に事前審査が行われた結果、静脈路への穿刺時のバックフロー（血液の逆流）の機能について、消防庁担当者は、「数十回やって1回しか再現できず、訓練用として使用できない」旨をA社に告げている。</p> <p>④ 同年8月7日、消防庁からB社に、性能及び書面審査の結果、指定した性能を満たしているとは認められず残念ながら仕様書に適合しているとは認められなかったことを文書で連絡している。</p> <p>⑤ 消防庁は、上記のとおり入札説明書に事前審査の実施について記載しており、A社の製品に関しては、仕様書で定めた要件のうち既存の製品が適合しない部分について、A社からサンプルを持参して性能を証明するとの申出があったため、8月4日にサンプルによる審査を行ったとしている。</p> <p>⑥ 一方、当局がA社に対して事前審査の実施状況等を聴取したところ、A社は、次のように述べている。 消防庁からの要請でサンプル品を持ち込んだが、それを基に性能試験が行われるとは認識しておらず、改修内容の概要を説明するものと考えていた。確かに持参したサンプル品ではバックフローの機能が十分再現できなかったかもしれないが、バックフロー機能を備えた製品を販売していることから改修は十分可能で、納品までに仕上げればよいと考えており、このテスト結果をもって応札資格なしとされるとは思ってもいなかった。</p>							
問題点等	<p>○ 仕様書を満たすために改修が必要な事業者は、性能審査の際に証明すべき改修内容（どこまで改修を終えていなければならないのか、改修内容に関する設計書の提出でよいか、あるいは試作品の提出は必要か、仮に試作品に不具合があったときは再審査等が行われるのか等）についての情報がないと十分な準備を行うことは困難と考えられるが、本件の場合、入札説明書に性能に関する事前審査を実施し8月7日までに可否を通知する旨の記載はあるが、その方法等について発注者側と受注者側の認識のずれがあることを考えると、情報提供が十分に行われたとは言えないと考えられる。</p>							

事例票2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

事例No.	1							
府省等名	総務省（消防庁）							
物品の名称及び数量	高度救命処置シミュレーター 803式				主な製造メーカー名等 株式会社高研			
入札等の月日	公告日	平成21年6月24日	入札説明 会開催日	—	入札日	平成21年8月13日	開札日	平成21年8月13日
	契約締結日	平成21年9月7日			物品納入 期限	平成22年3月31日		
契約の概要	契約金額	1,256,293,500円	落札率	99.33%	応札者数	2者	契約の 相手方	日本船舶薬品株式会社
	調達物品 の概要	救急隊員（救急救命士）が行う気管挿管、静脈路確保、薬剤投与等の訓練を行うための人形型のシミュレーターを、全国803の消防本部に配備するための物品調達契約である。【平成21年度補正予算】						
調査結果	<p>◇ 我が国の政府調達については、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）が適用され、さらに自主的措置として「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月アクション・プログラム実行推進委員会決定。以下「指針」という。）に当該協定上の手続を上回る手続が定められている。指針では、80万SDR（1億4,000万円）以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件等を除き、関心のある供給者が調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示することとされている。その際、意見の提出期限は意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とすること、また、意見招請の手続をとる場合には原則として入札前説明会を開催することとされている。</p> <p>◇ 本件は、指針に該当する調達案件であるが、仕様書案に対する意見招請の手続がとられていない。この理由について、消防庁は、「当該手続の必要性を承知していなかった」（注）としている。</p> <p>（注）消防庁では、本件のみならず、指針に該当する他の調達案件についても意見招請手続を行っていないものとみられる。</p>							
問題点等	<p>○ 指針に定められた仕様書案に対する意見の招請手続がとられていない。 その結果、指針の目的である「供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大に資するとともに、さらに一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とする」ことが達成されていない。</p>							

事例票2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

事例No.	2							
府省等名	総務省（消防庁）							
物品の名称及び数量	消防団救助資機材搭載型車両（関東地方）57台				主な製造メーカー名等		日産自動車株式会社	
入札等の月日	公告日	平成21年6月24日	入札説明会開催日	平成21年7月17日	入札日	平成21年8月17日	開札日	平成21年8月17日
	契約締結日	平成21年9月4日			物品納入期限	平成22年2月28日		
契約の概要	契約金額	441,693,000円	落札率	96.70%	応札者数	5者	契約の相手方	消防設備メンテナンス協同組合
	調達物品の概要	消防団の救助等に関する技術の向上と活動の充実を図るため、消火資機材（小型動力ポンプ等）のほか救助資機材（エンジンカッター、チェーンソー等）を装備した救助資機材搭載型車両を、消防団に教育訓練用として配備するための物品調達契約である。【平成21年度補正予算】						
調査結果	<p>◇ 我が国の政府調達については、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）が適用され、さらに自主的措置として「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月アクション・プログラム実行推進委員会決定。以下「指針」という。）に当該協定上の手続を上回る手続が定められている。指針では、80万SDR（1億4,000万円）以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件等を除き、関心のある供給者が調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示することとされている。その際、意見の提出期限は意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とすること、また、意見招請の手続をとる場合には原則として入札前説明会を開催することとされている。</p> <p>◇ 本件は、指針に該当する調達案件であるが、仕様書案に対する意見招請の手続がとられていない。この理由について、消防庁は、「当該手続の必要性を承知していなかった」（注）としている。</p> <p>（注）消防庁では、本件のみならず、指針に該当する他の調達案件についても意見招請手続を行っていないものとみられる。</p>							
問題点等	<p>○ 指針に定められた仕様書案に対する意見の招請手続がとられていない。その結果、指針の目的である「供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大に資するとともに、さらに、一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とする」ことが達成されていない。</p>							

事例票2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

事例No.	3								
府省等名	総務省（消防庁）								
物品の名称及び数量	特殊災害対応自動車 10式				主な製造メーカー名等		いすゞ自動車株式会社		
入札等の月日	公告日	平成21年6月16日	入札説明会開催日	—		入札日	平成21年8月7日	開札日	平成21年8月7日
	契約締結日	平成21年9月3日				物品納入期限	平成22年3月1日		
契約の概要	契約金額	777,000,000円	落札率	95.68%	応札者数	3者	契約の相手方	株式会社赤尾	
	調達物品の概要	NBC災害（核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害）における消防活動に対応するため、消防本部にこれに必要な構造及び装備を有する車両を配備するための物品調達契約である。【平成21年度補正予算】							
調査結果	<p>◇ 我が国の政府調達については、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）が適用され、さらに自主的措置として「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月アクション・プログラム実行推進委員会決定。以下「指針」という。）に当該協定上の手続を上回る手続が定められている。指針では、80万SDR（1億4,000万円）以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件等を除き、関心のある供給者が調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示することとされている。その際、意見の提出期限は意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とすること、また、意見招請の手続をとる場合には原則として入札前説明会を開催することとされている。</p> <p>◇ 本件は、指針に該当する調達案件であるが、仕様書案に対する意見招請の手続がとられていない。この理由について、消防庁は、「当該手続の必要性を承知していなかった」（注）としている。</p> <p>（注）消防庁では、本件のみならず、指針に該当する他の調達案件についても意見招請手続を行っていないものとみられる。</p>								
問題点等	<p>○ 指針に定められた仕様書案に対する意見の招請手続がとられていない。 その結果、指針の目的である「供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大に資するとともに、さらに、一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とする」ことが達成されていない。</p>								

事例票2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

事例No.	4								
府省等名	総務省（消防庁）								
物品の名称及び数量	特別高度工作車 9式				主な製造メーカー名等		いすゞ自動車株式会社		
入札等の月日	公告日	平成21年6月16日	入札説明会開催日	—		入札日	平成21年8月7日	開札日	平成21年8月7日
	契約締結日	平成21年8月26日				物品納入期限	平成22年3月1日		
契約の概要	契約金額	635,607,000円	落札率	99.67%	応札者数	4者	契約の相手方	櫻護謨株式会社	
	調達物品の概要	災害時における消防活動の効果的な運用を確保するため、消防本部にウォーターカッター装置（高圧の水流により可燃性ガスの充満した場所でもコンクリート等を切断可能な装置）と大型ブローア装置（大型のファンによりトンネル等での排煙・消火等が行える装置）を搭載する車両を配備するための物品調達契約である。【平成21年度補正予算】							
調査結果	<p>◇ 我が国の政府調達については、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）が適用され、さらに自主的措置として「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月アクション・プログラム実行推進委員会決定。以下「指針」という。）に当該協定上の手続を上回る手続が定められている。指針では、80万SDR（1億4,000万円）以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件等を除き、関心のある供給者が調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、入札公告予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示することとされている。その際、意見の提出期限は意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日後の日とすること、また、意見招請の手続をとる場合には原則として入札前説明会を開催することとされている。</p> <p>◇ 本件は、指針に該当する調達案件であるが、仕様書案に対する意見招請の手続がとられていない。この理由について、消防庁は、「当該手続の必要性を承知していなかった」（注）としている。</p> <p>（注）消防庁では、本件のみならず、指針に該当する他の調達案件についても意見招請手続を行っていないものとみられる。</p>								
問題点等	<p>○ 指針に定められた仕様書案に対する意見の招請手続がとられていない。 その結果、指針の目的である「供給者の利便及び競争力のある内外の供給者による市場参入機会の拡大に資するとともに、さらに、一層透明性、公正性及び競争性の高い調達手続とする」ことが達成されていない。</p>								

事例票2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続の遵守

事例No.	5							
府省等名	国土交通省（気象庁）							
物品の名称及び数量	外国雑誌「数学誌」他の購入一式	主な製造メーカー名等 Princeton Univ.Pr 外						
入札等の月日	公告日	平成20年10月27日	入札説明 会開催日	—	入札日	平成20年11月17日	開札日	平成20年11月18日
	契約締結 日	平成21年4月1日			物品納入 期限	平成22年2月26日		
契約の概要	契約金額	18,834,795円	落札率	非公表	応札者数	3者	契約の 相手方	株式会社紀伊國屋書店
	調達物品 の概要	本件は気象庁本庁、気象大学校、地磁気観測所、精密地震観測室、函館海洋気象台、舞鶴海洋気象台、神戸海洋気象台に外国雑誌を配備するための物品調達契約である。						
調査結果	<p>◇ 我が国の政府調達については、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）が適用され、さらに自主的措置として「物品に係る政府調達手続について（運用指針）」（平成6年3月アクションプログラム実行推進委員会決定。以下「指針」という。）に当該協定上の手続を上回る手続が定められている。</p> <p>本指針により、調達機関は、10万SDR（1,700万円）以上の調達額と見込まれる調達案件については、入札期日から少なくとも50日前までに官報公告を行うこととされている。</p> <p>◇ しかし、気象庁では、1,700万円以上の調達額となることを見込まれる本件事案について、指針が定める官報公告を行っていない。</p> <p>気象庁では、この理由について、「外国雑誌を購入する場合、前年度の11月頃までに購入予約する必要があるため、この時期に合わせて競争入札を行った。公告を行う段階において、次年度予算の政府案が成立していない時期であることから、官報公告を行うことにためらいがあった」としている。</p> <p>なお、本件と同様の理由により、平成21年度予算の成立前に定期刊行物の競争入札を実施している海上保安庁では、入札公告の「1 一般競争入札に付する事項」の「(6) その他」において、「本案件は、平成21年度予算の成立を条件とする。」との一文を加えることで対処している。</p>							
問題点等	<p>○ 気象庁では、上記のとおり、予算の政府案が成立していないことを理由に官報公告を行っておらず、通常の入札公告より長めにとること（平成21年10月27日から11月16日までの20日間）で対応しているが、これを本来実施すべき官報公告と比較した場合、公告期間が少なくとも30日間不足し、また、公告範囲が限定されている。</p> <p>本件については、「本案件は、平成21年度予算の成立を条件とする。」（海上保安庁の例）との一文を盛り込んだ上で、官報公告を行うことで対応可能であったと考えられる。</p>							

(参考) 政府調達公告期間は原則として50日以上必要とされているが、平成21年度補正予算(経済危機対策)であるため、「急を要する場合にはその期間を10日までに短縮することができる」に該当するとして20日間に短縮している例

事例No.	6								
府省等名	国家公安委員会(警察庁)								
物品の名称	新型インフルエンザ用感染防護資機材 外4件				主な製造メーカー名等		米国デュポン社 外		
入札等の月日	公告日	平成21年6月30日	入札説明会開催日	-		入札日	平成21年7月21日	開札日	平成21年7月22日
	契約締結日	平成21年7月23日				物品納入期限	平成21年12月18日		
契約の概要	契約金額	392,389,200円 (5件総額: 1,229,145,750円)	落札率	非公表	応札者数	3者 (5件: 2者~3者)	契約の相手方	新成物産株式会社	
	調達物品の概要	警察官が新型インフルエンザに感染することを防ぐための資機材【平成21年度補正予算】							
調査結果	<p>◇ 本案件を含む計19件の案件(今回調査対象としたものは5件)は、いずれも調達額が1,700万円を超えると見込まれる政府調達であるため、一括して官報に公告を行っている。</p> <p>◇ 政府調達の公告期間は、「物品に係る政府調達手続について(運用指針)」(平成6年3月28日アクション・プログラム実行推進委員会)に基づき原則として50日以上とされているが、本案件の公告期間は、20日と短縮されている。この理由について、警察庁担当者は、当該調達が平成21年度補正予算によるものであり、当時の平成21年度補正予算成立に関する内閣総理大臣コメント(「平成21年度当初予算とともに、この補正予算を早急に実施していくことで、景気の回復を目指します。」)を踏まえ、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第5条第1項の「急を要する場合には、その期間を10日までに短縮することができる」規定に基づき、早期に業者と契約することができるよう配慮し、短縮したものとしている。</p> <p>◇ 一方、他府省では、平成21年度補正予算による政府調達であっても、公告期間を50日以上とっている状況がみられた。</p>								

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	1
物品の名称	刊行物等の購入 外1件
調査結果	<p>◇ 本調達では、会計担当部署において、過去に納入実績のあるA社、B社の二者から見積書を徴取し、二者の見積額の平均価格を予定価格として設定している。</p> <p>◇ 複数の事業者から見積書の提出を求め、この平均価格を予定価格として設定している理由について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洋書については、特殊な物品でもあり納入元が限定されるほか、定価情報を簡単に入手できないこと、 ・ 本当に納品できるかの担保も含めてあらかじめ見積書を徴取しており、見積額の平均価格を予定価格とするのが妥当と考えたこと、 ・ 最低価格を予定価格とした場合、不落随契となるおそれが高くなること <p>と説明している。</p> <p>◇ なお、本入札においては、見積書を提出した二者が参加し、その結果、最低価格の見積書を提出したA社が当該見積額よりさらに低い価格で落札した。</p>
問題点等	<p>○ 複数者からの見積額の最低価格を採用せず、平均価格を採用している。</p> <p>複数者から見積額の最低価格を予定価格としない理由として、不落随契となるおそれが高くなることを挙げているが、予算の縮減を図るという観点からは、再度入札の実施も視野に入れて、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、より適正な予定価格を設定するよう努めるべきものとみられる。</p>

事例票 3 予定価格の適切な設定

事例No.	2
物品の名称	機器等
調査結果	<p>◇ 本調達では、調達要求部署が、過去に納入実績のあるA社、B社及びC社の三者から見積書を徴取し、会計担当部署が、三者の見積額の平均価格を予定価格として設定している。</p> <p>◇ 複数の事業者から見積書の平均価格を予定価格として設定している理由について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達物品によって予定価格の設定方法は区々であるが、本案件のような調達については、業者によって割引率の幅が大きい（本件の場合、見積額の最高価格は、最低価格の1.6倍）ため、平均価格を予定価格とするのが妥当であると考えたこと、 ・ 最低価格を予定価格とした場合、再度入札のおそれが高くなること <p>と説明している。</p> <p>◇ なお、本入札においては、見積書を提出した三者のうちB社を除くA社とC社の二者が参加し、その結果、最低価格の見積書を提出したA社が当初の見積額で落札した。</p>
問題点等	<p>○ 複数者からの見積額の最低価格を採用せず、平均価格を採用している。</p> <p>本調達案件では、複数の見積価格の最低価格を予定価格としない理由として、再度入札を行わざるを得なくなるおそれがあることを挙げているが、予算の縮減を図るという観点からは、再度入札の実施も視野に入れて、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、より適正な予定価格を設定するよう努めるべきものとみられる。</p>

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	3
物品の名称	定期刊行物等
調査結果	<p>◇ 本件については、事前に業者から見積書を徴取せず、各種刊行物の定価をインターネットで確認し、各定価の合計を端数切捨ての上、ほぼ定価を予定価格として設定している。</p> <p>なお、今回調査した府省の中には、国内の定期刊行物等を購入する調達案件において、複数の事業者から見積書を取得し、予定価格の算定に活用している。</p>
問題点等	<p>○ 予定価格の設定に当たっては、会計法令において、取引の実例価格、前回の入札価格等を十分調査して積算することとされているが、本件調達では定価を予定価格としている。</p>

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	4
物品の名称	機器等
調査結果	<p>◇ 本件については、入札公告後、入札に参加する意思がある二者から見積書の提出を求め、提出された複数の見積書の平均価格を予定価格として設定している。</p> <p>◇ 複数の事業者から見積書の提出を求め、この平均価格を予定価格として設定している理由について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に提出を受けた複数の見積価格の最低価格を予定価格とすると、その見積価格を提出した事業者が入札に参加しなかった場合には、落札率が100%を超えてしまい再度入札を行わざるを得ないこと、その際には、落札及び契約締結することができず、業務に支障を及ぼすおそれがあること、 ・ その一方で、見積額の最低価格を採用したとしても、今回のケースのように必ずしも契約金額を縮減できるとは限らないこと、 ・ 複数者の見積価格の平均価格が調達物品の市場価格と認識していること <p>と説明している。</p> <p>◇ なお、本入札においては、見積書を提出した二者のうちA社のほか、見積書の提出を求めているC社及びD社の三者が参加し、その結果、A社が当初提出した見積価格の約半額で落札した。見積書を提出したB社は、入札に参加しなかった。</p>
問題点等	<p>○ 複数者からの見積額の最低価格を採用せず、平均価格を採用している。</p> <p>複数の見積価格の最低価格を予定価格としない理由として、再度入札を行わざるを得なくなるおそれがあることなどを挙げているが、予算の縮減を図るという観点からは、再度入札の実施も視野に入れて、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、より適正な予定価格を設定するよう努めるべきものとみられる。</p>

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	5
物品の名称	印刷等
調査結果	<p>◇ 通常三者（前年の受注者及び入札説明書を取りに来た業者）から見積書を取得し、見積金額の平均を予定価格として設定しているとしている。</p> <p>◇ 例えば、本調達では、三者から見積書を取得し、その平均価格を予定価格として設定している。</p> <p>◇ 複数の事業者から見積書の提出を求め、その平均価格を予定価格として設定している理由について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に提出を受けた複数の見積価格の最低価格を予定価格とすると、その見積価格を提出した事業者が入札に参加しなかった場合には、落札率が100%を超えてしまい再度入札を行わざるを得ないこと、その際には、落札及び契約締結することができず、業務に支障を及ぼすおそれがあること、 ・ その一方で、見積額の最低価格を採用したとしても、今回のケースのように必ずしも契約金額を縮減できるとは限らないこと、 ・ 複数者の見積価格の平均価格が調達物品の市場価格と認識していることと説明している。 <p>◇ 本件では見積額の最低価格と最高価格とが3倍近く開いており、極端に多額の見積額が提示された場合、本件のような算出方法では予定価格が高止まりとなるおそれがある。また、本件入札においては、見積書を提出した三者のうち、B社及びC社が応札し、その結果、B社が当初提出した見積価格を15%ほど下回る価格で落札した。最低価格の見積書を提出したA社は、入札に参加しなかった。</p>
問題点等	<p>○ 複数者からの見積額の最低価格を採用せず、平均価格を採用している。</p> <p>複数の見積価格の最低価格を予定価格としない理由として、再度入札を行わざるを得なくなるおそれがあることなどを挙げているが、予算の縮減を図るという観点からは、再度入札の実施も視野に入れて、情報収集等に要するコストを勘案しつつ、より適正な予定価格を設定するよう努めるべきものとみられる。</p>

事例票 3 予定価格の適切な設定

事例No.	6
物品の名称	訓練用器材
調査結果	<p>◇ 本件の予定価格の設定方法は次のとおりである。</p> <p>① 市場価格(定価)の把握 調達候補として2社の製品が想定されたことから、両社のカタログ等に掲載された製品1式の定価を参考価格として把握した。その際、A社の製品は、B社の製品の価格より30万円程度安価であったが、仕様書に盛り込むことを予定している機能を満たすためには既存製品の一部を改修する必要が見込まれたため、改修費用を含めれば両社の製品はほぼ同額と想定した。</p> <p>② 想定される値引率の摘要 上記①で把握した参考価格に、想定される値引率(10%)を乗じた額を算出した。</p> <p>③ 地方公共団体における契約実績の把握 3つの地方公共団体における同種の製品(B社の製品)の契約実績を電話で把握した。その結果、概ね同一の契約額であった。</p> <p>④ 上記②及び③の金額を比較したところ、③の方が安価であったことから、③の金額を予定価格とした。</p>
問題点等	<p>○ 事業者から見積書をとらずに予定価格を設定している。 予定価格を検討する場合、通常、事業者から見積書を取って実勢価格の把握を行うケースが多い。 本件の場合、上記の調査結果のとおり、市場価格や契約実績を把握した上で予定価格を設定しているものの、複数の調達候補製品があり、うち1社の製品については改修費用を把握する必要があったほか、大量調達による価格への影響を考慮することも考えられたが、事業者から見積書を取ってこれらの検討を行うことはしていない。</p> <p>○ 地方公共団体の契約実績の中には本件の予定価格を下回っている例がある。 発注者が事後的に行った調査の結果によれば、地方公共団体の契約実績の中には、訓練用器材一式の価格が本件の予定価格より2万円から10万6,000円下回っている例が3件みられる。 予定価格の設定時に当該情報を把握していれば、より安価な予定価格となった可能性があったと考えられる。</p>

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	7
物品の名称	医療用備品
調査結果	<p>◇ 本件は初回の入札では落札せず再度公告入札を行っているが、その際の予定価格の設定方法は次のとおりである。</p> <p>① 初回入札時の予定価格は、医療用備品一式（69品目）に係る定価証明書を1事業者から徴取し、一式の価格から過去の同種の物品の調達実績を基に算定した割引率分を減じた金額としている。</p> <p>② しかし、入札の結果、予定価格を下回る事業者がいなかったことから、定価証明書を徴取した事業者にその内容を確認したところ、69品目中7品目に誤りがあったことが判明したため、改めて予定価格を設定した上で、再度公告入札を行うこととした。その際の予定価格は、品目ごとに平成19年度及び20年度の3回の同種の物品の調達金額の平均額又は最も高い額としている。</p>
問題点等	<p>○ 予定価格の設定に当たって、定価証明書を一者のみから徴取し、複数事業者から徴していない。その結果、定価証明書の内容に誤りがあったことに気付かず、予定価格を設定している。</p> <p>○ 再度公告入札時の予定価格は、品目ごとに過去3回の同種の物品の調達金額を基に設定されており、3回の調達金額のうち最も安い額が定価の5割以上の物品については平均額とし、最も安い額が定価の5割を下回る物品については最も高い額としており、最も安い額で調達した実績は採用されていない。その結果、69品目中3品目は、今回入手した定価証明書の定価を上回る予定価格となっている。</p>

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	8
物品の名称	外国定期刊行物
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本件については、予定価格を算定するため、定価を調査し、その合計額を予定価格としている。 ◇ この理由については、i) 定期刊行物は定価販売されているものであること、ii) 平成21年4月から期限どおり要求されている刊行物を提供する必要があること等からとしている。 なお、本件のほかに外国定期刊行物や定期刊行物で同様のものが計3件みられた。 ◇ しかし、以前から外国定期刊行物等については一般競争契約を締結しており、前年度分について定価と落札額を把握することが可能であったとみられる。 なお、他機関の外国定期刊行物等を購入する際の予定価格において、予算額（実績額など）と直近の下見積額（三者）を購入物品ごとに比較し、最低価格の合計額としている例がみられた。
問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 予定価格の設定に当たっては、会計法令において、取引の実例価格、前回の入札価格等を十分調査して積算することとされているが、定価を予定価格としている。

事例票3 予定価格の適切な設定

事例No.	9
物品の名称	計測器
調査結果	<p>◇ 本件の予定価格の算定方法は、三者から見積価格の提出を求め、その見積額の最低価格を採用する方法は行っておらず、平均価格を予定価格としている。</p> <p>◇ 一方、上記のとおり、複数事業者から見積書を入手し予定価格を算定しているが、当該見積書を入手する14日前に実施した一般競争入札において、本件調達物品と同じ計測器2台を調達しており、これにより、取引の実例価格、見積書と落札額の差（値引率）を把握することが可能であったとみられるが、この情報は予定価格の設定に当たり考慮されていない。</p> <p>◇ このような状況から、本件の落札率は約25%となっている。</p>
問題点等	<p>○ 予定価格の設定に当たり、上記のとおり、直近に実施した調達実績により、取引の実例価格や値引率を把握し、見積価格に値引率を乗ずるなどにより予定価格を算出することができたにもかかわらず、これらを考慮せずに、三者からの見積価格の平均価格を予定価格としている。</p> <p>なお、本件については、三者が提示した計測器1台の見積額と応札額との間で大きなかい離がみられるものとなっており、仮に三者の見積額の最低価格を予定価格とした場合であっても、その落札率は極めて低いものとなる。</p>

事例票 4 競争参加資格の見直し

事例No.	1								
府省等名	内閣府								
物品の名称及び数量	消費者庁における給与事務システムの調達				主な製造メーカー名等				
入札等の月日	公告日	平成21年8月6日	入札説明 会開催日	—		入札日	平成21年8月18日	開札日	平成21年8月18日
	契約締結 日	平成21年8月19日				物品納入 期限	平成21年8月27日		
契約の概要	契約金額	7,372,050円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の 相手方	沖電気工業株式会社	
	調達物品 の概要	消費者庁発足に伴う同庁職員に対する給与、手当、年末調整等の計算処理を行い、各種法定帳票のほか、内訳書・集計表を作成できる給与事務システムの調達である。 【平成20年度第2次補正予算】							
調査結果	<p>◇ 本調達の仕様書では、応札者の条件として、「中央省庁（国家行政組織法に定める機関）に対して、給与支給及び標準報酬算定、共済貸付金管理に関するシステムを稼働した複数の実績を有すること。」と過去の納入実績を規定している。</p> <p>◇ 消費者庁では、9月1日に消費者庁が発足し、「人事院規則9-7」の第1条の4及び「官報（人事院規則）」の人事規則1-55の第2条に基づき給料支給日毎月16日（9月は9月16日）と定められており、給与計算処理については9月10日まですべての入力作業が終了していないと給料の支払いが行えず、確実なシステム稼働を担保するために特に当該条件を設定したとしている。</p>								
問題点等	○ 応札者の条件として、中央省庁に対する納入実績を求めており、新規事業者の参入を阻害している。								

事例票4 競争参加資格の見直し

事例No.	2							
府省等名	国家公安委員会（警察庁）							
物品の名称及び数量	DNA型大量鑑定装置付属フラグメントアナライザー外2点 外79件				主な製造メーカー名等	アプライドバイオシステムズ株式会社		
入札等の月日	公告日	平成21年8月17日	入札説明会開催日	平成21年8月19日	入札日	平成21年9月7日	開札日	平成21年9月8日
	契約締結日	平成21年9月9日			物品納入期限	平成22年3月25日		
契約の概要	契約金額	2,359,928,592円 (80件総額： 12,401,251,782円)	落札率	非公表	応札者数	3者 (80件： 2者～16者)	契約の相手方	株式会社池田理化
	調達物品の概要	DNA型鑑定を行う際に、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）後の増幅産物についてキャピラリー（毛細管内）電気泳動を行い、得られた結果を解析ソフトウェアにより解析することでアイデンティファイラーキット（個人識別試薬の一種）の各DNA型を決定する装置を調達する契約である。						
調査結果	<p>◇ 警察庁の物品調達に係る契約の競争参加資格として、以下の要件を求めており、カタログ等仕様技術審査書において、業者から証明資料等を提出させている。</p> <p>(4) 警察庁が必要とする物品又はこれと類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有する者であること。</p> <p>(5) 調達物品に係るアフターサービス、修理、物品提供等を長期にわたり円滑に満たし得ることを証明した者であること。</p> <p>(6) 日本国内において調達物品の技術審査を行う設備を準備でき、警察庁係官の立会検査に応じられるものであること。</p> <p>なお、警察庁では、契約の的確な履行を担保するための条件であり、民間への販売実績でも良いし、アフターサービス等は第三者が行っても良いので、新規事業者に対する参入規制には当たらないとしている。</p>							
問題点等	<p>○ 新規事業者が参入した例はあるものの、競争参加資格として、「相当期間の生産又は販売実績」を求めており、また、「相当期間」や「長期にわたり」といった抽象的な基準を設定し、新規参入を希望する事業者にとってクリアすべき基準が明確ではないことから、更なる新規事業者の参入を阻むおそれがある。</p>							

事例票 4 競争参加資格の見直し

事例No.	3								
府省等名	金融庁								
物品の名称及び数量	平成21年度公認会計士試験短答式試験問題の印刷等業務一式				主な製造メーカー名等				
入札等の月日	公告日	平成21年1月5日	入札説明会開催日	—		入札日	平成21年1月22日	開札日	平成21年1月22日
	契約締結日	平成21年4月1日				物品納入期限	平成21年5月上旬		
契約の概要	契約金額	5,958,120円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の相手方	凸版印刷株式会社	
	調達物品の概要	公認会計士試験の問題印刷等業務一式の調達である。							
調査結果	<p>◇ 本調達の仕様書では、応札者の条件として、「法令により規定された資格試験のうち本件と同規模の資格試験において、本件と同程度の業務を請け負った実績を有する者」と法令に基づく資格試験の実績を規定している。</p> <p>◇ しかしながら、今回調査対象とした船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条に基づく海技士国家試験の印刷製本の調達（国土交通省）では、適正な情報漏洩防止対策を証明させることにより適切な履行の確保をしているため、応札者の条件として上記のような条件は付されていない。</p>								
問題点等	<p>○ 法令に基づく資格試験問題の印刷等において、応札条件として過去の実績を求めている府省がある一方で、本調達では過去の法令に基づく資格試験問題の印刷等の実績を求めており、新規事業者の参入を阻害している。</p>								

事例票 4 競争参加資格の見直し

事例No.	4								
府省等名	厚生労働省国立がんセンター東病院								
物品の名称及び数量	在宅酸素濃縮器及び携帯用酸素ボンベ賃貸借				主な製造メーカー名等				
入札等の月日	公告日	平成21年3月13日	入札説明 会開催日	—		入札日	平成21年3月23日	開札日	平成21年3月24日
	契約締結 日	平成21年4月1日				物品納入 期限	平成21年4月1日～22年3月31日		
契約の概要	契約金額	9,738,750円	落札率	非公表	応札者数	2者	契約の 相手方	菅沼産業株式会社	
	調達物品 の概要	本案件は、在宅酸素療法を行う患者に対し、在宅酸素機器を貸し出すために調達するもの。							
調査結果	◇ 本案件の入札説明書では、競争参加資格として、「平成21年3月13日現在、同等業務を400床以上の医療機関（国立病院（独立行政法人国立病院機構含む）、公立病院、大学付属病院）と問題なく実施していること」を求めている。また、競争参加資格確認のための必要な書類の一つとして、「過去3年間で病床数400床以上の医療機関における同種契約の実績（契約書の写し等）を示す書類」の提出を義務付けている。								
問題点等	○ 本案件では、競争参加資格として、一定規模以上の国公立の病院における同種の実績が必要とされ、その実績を示す資料の提出を義務付けている。本件業務内容からみて、一定規模以上の医療機関のうち、国公立の病院での実績を競争参加資格とする合理性に乏しい。								

事例票 4 競争参加資格の見直し

事例No.	5							
府省等名	経済産業省（資源エネルギー庁）							
物品の名称及び数量	平成20年度エネルギーに関する年次報告書に係る印刷製造請負契約				主な製造メーカー名等		-	
入札等の月日	公告日	平成21年3月2日	入札説明会開催日	平成21年3月19日	入札日	平成21年3月27日	開札日	平成21年3月27日
	契約締結日	平成21年4月1日			物品納入期限	平成21年6月30日		
契約の概要	契約金額	3,129,000円	落札率	非公表	応札者数	4者	契約の相手方	株式会社エネルギーフォーラム
	調達物品の概要	平成21年度エネルギーに関する年次報告の印刷、作成等を行う契約である。						
調査結果	<p>◇ 国会への報告が義務付けられている「いわゆる法定白書」であることを理由に、平成20年度エネルギーに関する年次報告書の印刷、作成等契約の入札公告において競争参加資格として「適合証明書の技術審査において合格した者であること。」を要件としており、その適合条件として「国や自治体が編集する年次報告書等の印刷実績があり、本役務の遂行が可能な実施体制を確保できること。」を求めている。</p> <p>しかしながら、今回調査した国土交通省の「いわゆる法定白書」の印刷、作成等契約をみると、土地・水資源局の「平成21年版土地白書作成業務」においては、上記のような過去の業務実績を求めている。</p>							
問題点等	<p>○ 「いわゆる法定白書」の印刷製造において、過去の実績を求めている府省がある一方で、本調達では国や自治体が編集する年次報告書等の印刷実績を求めており、新規事業者の参入を阻害している。</p>							

事例票 4 競争参加資格の見直し

事例No.	6							
府省等名	経済産業省							
物品の名称及び数量	「平成20年度ものづくり基盤技術の振興施策」に係る印刷製造請負契約				主な製造メーカー名等		—	
入札等の月日	公告日	平成21年3月19日	入札説明会開催日	平成21年3月25日	入札日	平成21年4月3日	開札日	平成21年4月3日
	契約締結日	平成21年4月8日			物品納入期限	平成21年5月13日		
契約の概要	契約金額	7,140,000円	落札率	非公表	応札者数	3者	契約の相手方	佐伯印刷株式会社
	調達物品の概要	「平成20年度ものづくり基盤技術の振興施策」の印刷、作成等を行う契約である。						
調査結果	<p>◇ 国会への報告が義務付けられている「いわゆる法定白書」であることを理由に、平成20年度ものづくり基盤技術の振興施策の印刷、作成等契約の入札公告において競争参加資格として「過去3年以内に、国の機関と「白書」に係る請負契約を直接締結したことがある者で、それを製造納入した実績があり、かつ、それを証明した者であること。」を要件としており、業者から適合証明書を提出させている。</p> <p>しかしながら、今回調査した国土交通省の「いわゆる法定白書」の印刷、作成等契約をみると、土地・水資源局の「平成21年版土地白書作成業務」においては、上記のような過去の業務実績を求めている。</p>							
問題点等	<p>○ 「いわゆる法定白書」の印刷製造において、過去の実績を求めている府省がある一方で、本調達では、過去3年以内の国の機関との「白書」に係る請負契約実績を求めており、新規事業者の参入を阻害している。</p>							

事例票 4 競争参加資格の見直し

事例No.	7							
府省等名	経済産業省							
物品の名称及び数量	「平成21年度版通商白書」に係る印刷製造請負契約				主な製造メーカー名等		—	
入札等の月日	公告日	平成21年4月7日	入札説明 会開催日	平成21年4月10日	入札日	平成21年4月21日	開札日	平成21年4月21日
	契約締結日	平成21年4月27日			物品納入 期限	平成21年6月10日		
契約の概要	契約金額	5,229,000円	落札率	非公表	応札者数	5者	契約の 相手方	日経印刷株式会社
	調達物品 の概要	「平成21年版通商白書」の印刷、作成等を行う契約である。						
調査結果	<p>◇ 閣議へ報告している白書であることを理由に、平成21年度版通商白書の印刷、作成等契約の入札公告において競争参加資格として「国や自治体が編集する年次報告書等（閣議用の白表紙等）の印刷実績があり、本役務の遂行が可能な実施体制を確保できること。」を要件としており、業者から適合証明書を提出させている。</p> <p>しかしながら、今回調査した国土交通省の「いわゆる法定白書」の印刷、作成等契約をみると、土地・水資源局の「平成21年版土地白書作成業務」においては、上記のような過去の業務実績を求めている。</p>							
問題点等	<p>○ 「いわゆる法定白書」の印刷製造において、過去の実績を求めている府省がある一方で、本調達では国や自治体が編集する年次報告書等の印刷実績を求めており、新規事業者の参入を阻害している。</p>							

事例票5

競争契約の締結状況に関する公表状況(平成21年11月12日時点)

府省等別		平成21年8月末までの公表状況		備考	
本府省及び外局	内閣府	本府	○		
		宮内庁	○		
		公正取引委員会	○		
		国家公安委員会(警察庁)	○		
		金融庁	○		
		消費者庁(21.9.1設置)	—	該当なし	
	総務省	本省	大臣官房会計課	△	6月分まで公表 11月13日に改善済み
			人事・恩給局	○	
			統計局	○	
		公害等調整委員会	×	本年度分未公表 5月～8月実績なし。11月19日に改善済み	
		消防庁	○		
	法務省	本省、公安審査委員会		○	
		公安調査庁		○	
	外務省			○	
	財務省	本省			○
		国税庁			○
	文部科学省	本省			○
		文化庁			○
	厚生労働省	本省	大臣官房会計課	○	一般会計(他局分を含む。)
			医政局	○	国立高度専門医療センター特別会計
			労働基準局	○	労働保険特別会計 徴収勘定
労働基準局労災補償部			○	労働保険特別会計 労災勘定	
職業安定局			△	5月分まで公表 労働保険特別会計 雇用勘定 6月実績なし。11月12日に改善済み	
雇用均等・児童家庭局			○	年金特別会計 児童手当勘定	
社会保険庁		○			
中央労働委員会		○			

府省等別			平成21年8月末までの公表状況		備考	
本府省及び外局	農林水産省	本省	大臣官房経理課	○		一般会計(他局及び外局分を含む。)
			総合食料局	○		食料安定供給特別会計
			経営局	○		農業共済再保険特別会計
		林野庁	○		森林保険特別会計	
		水産庁	○		漁船再保険及び漁業共済保険特別会計	
	経済産業省	本省	○			
		資源エネルギー庁	○			
		特許庁	○			
	国土交通省	本省	○			
		観光庁	○			
		気象庁	○			
		運輸安全委員会	○			
			海上保安庁	○		
	環境省			△	6月分まで公表	11月17日に改善済み
	防衛省			○		
医療更生施設等	厚生労働省	国立がんセンター	中央病院	△	6月分まで公表	11月17日に改善済み
			東病院	×	本年度分未公表	11月24日に改善済み
		国立精神・神経センター		○		
		国立国際医療センター	戸山病院	△	6月分まで公表	11月24日に改善済み
			国府台病院	△	6月分まで公表	11月24日に改善済み
	国立成育医療センター		△	6月分まで公表	11月18日に改善済み	
	防衛省	防衛医科大学校	○			

(注)1 当省の調査結果による。

2 ○は8月末まですべて公表、△は一部未公表、×は本年度分すべて未公表を示す。

本調査において御意見等を頂いた有識者

樫谷 隆夫 公認会計士

楠 茂樹 上智大学法学部准教授

郷原 信郎 名城大学教授・コンプライアンス研究センター長、弁護士

(五十音順、敬称略)

1 物品調達における入札公告等に関する関係法令等

○ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）〈抜粋〉

第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。

○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

（入札の公告）

第 74 条 契約担当官等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に官報、新聞紙、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を 5 日までに短縮することができる。

（入札について公告する事項）

第 75 条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 競争入札に付する事項
- 二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 競争執行の場所及び日時
- 五 会計法第 29 条の 4 第 1 項の保証金（以下「入札保証金」という。）に関する事項

2 政府調達における仕様書案に対する意見招請等の手続

○ 物品に係る政府調達手続について（運用指針）（平成6年3月28日アクションプログラム実行委員会決定）〈抜粋〉

4 調達を円滑に行うための調達前の意見招請

調達を円滑に行うため、調達機関は、80万SDR以上の調達額と見込まれる調達案件については、原材料・燃料又はこれに類するものに係る調達案件、単価500SDR以下の既製品を大量購入する場合、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合及び「政府調達に関する協定」に規定する単一入札随意契約)に該当する場合を除き、関心のある供給者が当該調達機関が作成した仕様書の案につき意見の提出を行うことができるよう、次の措置をとるものとする。なお、行政サービスの継続性の観点から既存の仕様を繰り返し採用することが必要な場合には、各省庁は、繰り返し採用する必要性についての具体的理由を含め、年度当初のセミナーにおいて当該調達の概要について説明する。

- ① 調達機関は、入札公告（公示）の予定日の少なくとも30日前に、官報に仕様書の案の作成が完了した旨を公示する。これを補完する上で必要な場合には、上記3.の資料招請手続において資料等を提供した供給者に招請状を送付し意見を求めるものとする。ただし、急を要する場合においては、その旨を明らかにして、供給者の対応が可能と認められる範囲内で期間を短縮することができる。この場合、期間短縮を図っても対応できない緊急の事情がある場合には、上記の規定に関わらず、4.①～④の意見招請手続を省略できる。ただし、その場合には、入札公告においてその旨を明記する。
- ② 仕様書の案の作成が完了した旨の公示においては、以下の事項を明らかにする。
 - イ. 調達機関名及び連絡先
 - ロ. 調達の内容（名称、数量）
 - ハ. 仕様書案の入手先
 - ニ. 意見の提出期限
 - ホ. 説明会を開催する場合にはその旨の注記
- ③ 上記②のニの意見の提出期限は、急を要する場合を除き、意見招請の公示の翌日から起算して少なくとも20日以後の日とする。
- ④ 調達機関は、意見招請の公示において明らかにした仕様書の案が関心のある供給者からの意見の提出により改善が必要であると認め、仕様書の案を変更する場合には、公示又は招請状に基づき応募した全ての供給者に当該変更の内容を通知する。

- ⑤ 上記①～④の手続は、競争に参加しようとする全ての供給者の、入札公告（公示）後における仕様書に対する照会を妨げるものではない。
- ⑥ 調達機関は、上記①～④の意見招請の手続をとる場合には、原則として入札前説明会を開催する。

(略)

10 供給者の利便にするための運用上の配慮

- (1) 調達機関は、入札公告（公示）において、「政府調達に関する協定」の規定により求められる事項のほか、当該入札に関する「問い合わせ先」を追加して掲載するとともに、「競争参加資格」、「納入場所」及び「納入期限」についても英語による概要の記載の中に追加して掲載する（平成3年申合せ）。
- (2) 調達機関は、入札公告（公示）の日から起算して入札書が受領される期間について、「政府調達に関する協定」の規定による40日以上を特別の事情がない限り50日以上とする（平成3年申合せ）。

○ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〈抜粋〉

(適用範囲)

第3条 この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合には当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額とし、その他の場合は財務大臣の定めるところにより算定した額とする。）が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。

(一般競争の公告)

第5条 契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付する場合における予決令第74条の規定の適用については、同条中「10日前」とあるのは「40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24日前）」と、「官報、新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「官報」と、「5日」とあるのは「10日」と読み替えるものとする。

○ 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件（平成20年1月25日財務省告示第20号）

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に締結される調達契約について適用する。

区分	特定役務のうち右記以外の調達契約	特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	特定役務のうち建設工事の調達契約	物品等の調達契約
額	1,700万円	7,900万円	7億9,000万円	1,700万円

3 予定価格の決定方法等に関する関係法令等

○ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）〈抜粋〉

第 29 条の 6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

○ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）〈抜粋〉

（予定価格の決定方法）

第 80 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

○ 公共調達 of 適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通知） 〈抜粋〉

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

③ 予定価格の適正な設定

予定価格については、より一層適正な設定に努めるものとする。

また、不自然な入札結果について統計的な分析を行うことにより談合等の排除に努めるものとする。

4 競争参加資格の見直しに関する通達等

○ 公共調達 of 適正化について（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号各省各庁の長あて財務大臣通知） <抜粋>

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 73 条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

○ 随意契約の適正化の一層の推進について（平成 19 年 11 月 2 日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議） <抜粋>

1. 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底

○ 各府省における随意契約の見直しが厳正に実施されるよう、それぞれの「随意契約見直し計画」に基づく各般の措置について、

イ. (略)

ロ. 移行後の契約形態において、制限的な応募条件等を設定することにより競争性の発現を阻害していないか

ハ. (略)

ニ. (略)

等の観点から適切に点検し、公募等における応募要件の緩和、より競争性の高い契約方式への移行などの必要な措置を講じるものとする。

5 契約に係る情報の公表に関する通達

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号各省各庁の長あて財務大臣通知） <抜粋>

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）第31条の方式による米穀等及び麦等の買入りに係るものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）又は防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）第28条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した

日に在職していれば、その人数

⑪ その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

(2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

(3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。